

四国学院大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

四国学院大学

認証評価結果

【判定】

評価の結果、四国学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

総評

キリスト教を基盤とした建学の精神・大学の基本理念については、「四国学院建学憲章」として明示され、それを踏まえた大学の使命・目的共々、明確に学内外に示されている。また、その実現に向けて、3 学部 7 学科、3 研究科、2 付属施設が基本的な教育研究組織として設けられ、大学協議会、部長会による円滑な意思決定と関係機関との連絡調整が図られている。定員割れの状況を受けて、現在進行中である「改組転換計画」に基づいて、より適切な規模の教学組織への再構築が望まれるが、「総合教育研究センター」が組織され、教養教育、教職課程、実習指導のセンター的役割を果たしていることは評価できる。

教育課程は適切に設定されている。大学の成績評価基準は定められているが、大学院については定めがなく改善が望まれる。また、シラバスに記載されている成績評価は、評価対象と点数配分を明確にすることが望まれるものの、「総合実践研究科目群」、人権教育科目など、特徴的な科目が設定されている。

入試についてはアドミッションポリシーが定められており、「特別推薦入学-選考」や「パーソナル推薦入学選考」などを設け、多様な学生を適切に選抜している。しかし、収容・入学定員を満たすために、「改組転換計画」を更に進め、早急な改善が期待される。適切に整備・運営されている学習支援体制に加えて、「学生支援センター」を設立し、学生の生活支援、課外活動支援、就職指導、心身健康面での相談受付など学生へのサービス提供が図られている。特に、キャンパスのバリアフリー化、障害のある学生への受講支援の制度は他校の模範となるもので、高く評価できる。

教員については、教員数及びその配置も教育課程を遂行する目的に沿って適切であり、採用・昇任の方針も適切に定められている。教育研究活動支援として研究費などは整備されているが、外部資金獲得への取り組みを活性化させることが期待される。

職員組織については「四国学院組織規程」に定められ、教育研究支援のために必要な職員が、教学・企画広報・法人事務部の 3 部局に配置されて、適切な業務遂行が担保されている。職員の採用、昇任、異動の方針も明確に示されている。諸規程により学内外の各種研修実施が定められているが、組織的かつ積極的な職員研修が望まれる。

設置者の管理運営体制として、寄附行為に定められた目的を達成するため、理事長、理

事、監事、評議員が選任され、理事会、評議員会が整備されている。学長の下に設置された「副学長会」「部長会」「大学協議会」などの大学の管理運営組織と、理事長の下に常設された「学内理事協議会」は適切に運営されている。点検・評価結果は、学外へ公表し、より広範な活用を図ることが期待される。

財務状況については、近年の入学定員割れの状況下でも、帰属収支差額の収入超過を維持し、教育研究費比率も一貫して上昇させている。この間、「キャンパス・リデザイン計画」を遂行し、耐震対策など、将来の施設・設備投資に多額の基本金組入れを行うなど、教育研究目的達成のための財政運営がなされている。帰属収入に占める学生生徒等納付金の割合が高く、この状況への適切な対応が重要であり、抜本的・具体的対策として「改組転換計画」が策定されている。今後これに沿って施策を着実に実行して行くことが強く望まれる。予算編成・執行、監事による会計監査や経理情報の公開も諸規程に従い適切に行われており、監査法人の定期的監査も実施されている。近年寄附金を増加させるなど、外部資金の導入努力もなされている。

教育研究環境については、校地・校舎が大学設置基準を十分に満たして保有され、充実した図書館、講義室、演習室、実験実習室が整備されている点は評価できる。特に、近年建設された「ノトス館」は「香川県福祉のまちづくり賞」を受賞し、設備も学生が積極的に活用できるように工夫されている。バリアフリーキャンパスの確立や「CHC センター」の設置などが注目され、メディアにより上位にランクされている。

社会連携については、キャンパスへの地域住民の出入りを認め、諸行事の際に地域住民との交流を図り、図書館、「ノトス館」スタジオや礼拝堂などを開放し、地域と一体である大学づくりをしている点は評価できる。特に善通寺市と提携した「善通寺学」の開設や善通寺警察署との「香川こども守り隊～守るんジャー～」活動は高く評価できる。県内5大学との単位互換、他大学への非常勤講師の派遣や自治体や公的機関への協力も積極的に行われている。より積極的な人的資源の内容公示やキャリアアッププログラムへの企業側取込み努力や、結果として産学間連携研究活動に繋がるような協力関係の構築が望まれるものの、企業経営者による特別講義の開講や地元企業の協力によるインターンシップの強化は評価される。

社会に向けての組織倫理は適切に確立・運営されており危機管理体制も整備されている。大学の教育研究成果は、大学出版物によって学内外に公表されている。平成20(2008)年度から、学内外への広報体制が整備されているが今後に向けての積極的な運用が期待される。

総じて、定員未充足の早急な改善や適切な規模の教学組織への再構築が強く望まれるものの、優れた教育研究環境、特にバリアフリー化、障害のある学生への受講支援制度や、地域と密着した特徴のある講義・活動など卓越した社会連携状況は高く評価される。

基準ごとの評価

基準1．建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

キリスト教を基盤とした建学の精神・大学の基本理念については、「四国学院建学憲章」として取りまとめられており、寄附行為、例規集、大学のホームページや学生ハンドブックにも掲載され学内外に示されている。また、チャペルアワーを毎日設けて、建学の精神の実践と周知を図っている。

同憲章及び基本理念を踏まえた大学の使命・目的は明確に定められ、大学学則、大学院学則、ホームページや学生ハンドブック、「大学案内 2009」において各々述べられており学内外に周知されている。カリキュラムに特別科目を設けることや「アテンダント制度」などにより大学の使命・目的を具体的に周知させる取組みがなされている。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

キリスト教主義教育を建学の精神とし、「人としての教養を身につけ、学問の真理を探究し、神と人ともに奉仕する人材の育成」という目的を掲げ、教育研究の基本的な組織として、3学部7学科、3研究科、附属施設として「宗教センター」「キリスト教教育研究所」を設けている。いずれも、大学の理念・目的に沿って組織され、学長を中心に運営されている。

専任教員を配置した「総合教育研究センター」を組織し、更に、その内部に独立した教授会を設け、教養教育、教職課程、実習指導のセンター的役割を果たしている点は注目される。

意思決定を行う組織として、大学協議会、部長会が設置され、円滑な意思決定と関係機関との連絡調整が図られている。こうした体制のもと、ここ数年の改組転換や学習環境整備が全学的な視野から実施されている。

学生数の減少、定員割れという状況において、大学の理念と伝統を体現した卒業生を社会に送り出し、励まし続けるためにも、大学の教育の優位性を地域社会に知らしめつつ、適切な規模の教学組織の再構築が進展することが期待される。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の理念と目的に基づき、大学については学則の附則に、「総合教育研究センター」管轄の教養教育と教職課程の教育目的及び3学部の教育目的及び各々の教育目的を踏まえた「総合教育研究センター」及び各学部・学科の教育課程編成の基本方針が、大学院につい

ては履修規程に、各研究科の教育目的及び教育課程編成方針が、明確に示されている。

教養教育の教育課程は、建学の精神を具体化する基盤として位置づけられ「総合教育研究センター」において統括されている。特に、現代社会を見つめ行動力を育む「総合実践研究科目群」「人権教育科目」など、特徴的な科目が設定されている点は注目される。更に、同センターは、全学の実習指導と他機関との連絡調整を統括しており、地域重視、実践重視の大学の姿勢を象徴している。

教育課程は、編成方針に基づき、体系的、適切に設定され、授業科目設定と学年配当は適切である。CAP（キャップ）制が設けられているが、多様な科目、多様な資格を用意していることもあり、学生の修得単位数が上限を超えることも少なくない。そのため、学部長、教学担当副学長を中心に、履修指導を強化し、資格取得のハードルを設けるなど、学生の学習効果に配慮し、意欲を引出す努力が行われている。

大学及び大学院の開講科目の授業計画と評価の基本的方針は、シラバスに明記されている。他大学の単位認定、卒業要件は適切に設定されている。

大学のユニバーサル化が進む中、さまざまな到達度で入学する学生に対応できる教育システムの検討が開始されており、今後の成果が期待できる。

【優れた点】

- ・地域社会から国内、国外へとさまざまな現場で実習していく「総合実践研究科目群」として「善通寺学」「さぬき文化論」「外国事情」などが、また、人権教育として「マイノリティー論」「部落問題概説」など多様な科目が開設されていることは高く評価できる。
- ・保健体育科目として「障害者スポーツ」、外国語科目として「日本手話」など、建学の精神と目的に沿った特徴的な科目が開設されていることは高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・研究科の教育目的・目標や教育課程編成方針が、大学院の学則にも示されていないので改善を要する。
- ・大学院の成績評価基準が大学院の学則などに定められておらず、改善を要する。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

入試制度に関しては、「四国学院建学憲章」に定める教育目標を達成するため、アドミッションポリシーが定められており、学生募集要項やホームページに明確に記載されている。また、「特別推薦入学選考」や「パーソナル推薦入学選考」などを設け、多様な学生を適切に選抜している。しかし、収容定員、入学定員を満たすために、早急な努力が求められる。

学習支援に関しては、教学関係教職員で合意を得た指導方針に基づく履修登録前の履修

指導体制を整え、アドバイザー制度を設けるなど学生への学習支援に努めている。また、「授業改善のためのアンケート」を実施し、その結果を活用し、学習支援の更なる充実を目指している。

学生サービスに関しては、「学生支援センター」を設立し、学生の生活支援、課外活動支援、就職指導、心身健康面での相談受付など学生側に立ったサービスの提供を目指しており、また、「奨学金委員会」を設置して、学生への経済的支援がなされている。更に、キャンパスのバリアフリー化、障害のある学生への受講支援の制度は模範的な整備状況である。

就職・進学支援は、キャリア教育科目の設置・増設、インターンシップ・学内外の合同就職セミナーへの学生の積極的参加促進など、「学生支援センター」関係者、アドバイザーが参画して、適切な支援がなされている。

【優れた点】

- ・障害のある学生に対するノートテイクサービス、アテンダントサービス制度など、きめ細かな支援を実施していることは高く評価される。
- ・「キャンパス・ソーシャルワーカー制度」を設け、学生相談室以外の学生自立支援制度を発足させた点は高く評価できる。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員の構成は、大学設置基準に定められている教員数を満たしており、その配置も各学部・学科の教育課程を遂行する目的に沿って、適切になされている。また、教員の年齢構成も概ねバランスがとれており妥当と認められる。

採用・昇任に関しては、「教員人事処理規程」「教員の資格条件に関する規程」に基づき、学長、学部長、各学部人事委員会、各学部教授会が適切に運用している。

教員の教育担当時間に関しては、一部に改善の余地はあるものの、「専任教員の任務、担当義務授業時間、及び研修日に関する規程」などに従って、概ね適切に確保されている。また、教育研究活動支援については、研究費、「年期制度」が整備されている。

教員の教育研究活動の活性化に関しては、科学研究費補助金導入実績を上げるなど、教員へのより積極的な働きかけが望まれるが、現在、FD(Faculty Development)などを通して教員の教育研究活動全般の活性化に積極的に取り組んでいる。

基準 6 . 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

組織、事務分掌については「四国学院組織規程」に定められ、適切に業務が遂行されている。就業規則に大学の目的を達成するために必要な職員を確保することが示されており、専任職員、嘱託職員を含めて十分な職員が確保され、教学事務部、企画広報事務部、法人事務部の3部局に配置されている。

「職員人材開発に関する規程」「職員人材開発に関するガイドライン規程」において職員の採用、昇任、異動の方針が示され、人材開発担当役員に任命された学内理事1名を責任者として人事原案を作成し、学内理事協議会の承認を得て実施しており適切に運用されている。

「職員人材開発に関する規程」に、人材開発担当役員が職員の人的資源開発（人事計画、SD(Staff Development)）に係わる基本方針を作成し実行することが定められている。また「職員の研修に関する規程」には学内外の各種研修を実施することが定められている。今後、組織的かつ積極的な職員研修の対応が望まれる。

教学事務部の事務分掌として、「教員の教育・研究に関する事項」が規定され、教育・研究を支援する事務体制が構築されている。また、研究事務室助手が各学科に配置され所属教員の教育研究をバックアップする体制がとられている。

基準7．管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

寄附行為に定められた目的を達成するために、その規程に従って選任された理事長、理事、監事、評議員により理事会、評議員会が設置者の管理運営体制として整備されている。また、監事については「四国学院監事監査規程」の定めに従い業務を適切に果たすべく体制が整備され運営されている。大学の管理運営は、学長の下に設置された「副学長会」「部長会」「大学協議会」「学部等教授会」などの組織により行われ、理事長の下には、常勤の理事で構成される「学内理事協議会」が常設されている。

教学部門の審議・決定機関である「部長会」「大学協議会」には事務部門の職員も構成員として参画している。また、副学長、各事務部長などを構成員とする「学内理事懇談会」を設置することにより、管理部門、教学部門が連携してそれぞれの審議・決定機関である「学内理事協議会」、理事会及び、「大学協議会」への議案提出を行うことなどの仕組みが構築されている。

「自己点検・評価委員会に関する規程」が整備されており、従来学長の下に学部単位で行っていた点検・評価の体制を、平成19(2007)年に常務理事を委員長とする全学的な点検・評価委員会を設置し実施する体制に再整備している。このことは、従来学内だけの活用に留まっていた「自己点検・評価」結果をより広範に活用して行くことが重要であることの全学的な認識にも繋がっている。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

近年入学定員割れの状況が続いているが、帰属収支差額では収入超過の状態を維持しており、教育研究費比率も一貫して上昇させている。また、借入を行うことなくキャンパス・リデザイン計画を着実に遂行している。平成 19(2007)年度は、多額の基本金組入を行い、将来的に施設設備を維持するため財政的対応がなされている。これらのことから、収支のバランスを考慮した上で大学の教育研究目的を達成するための財政基盤を維持していると評価できる。

帰属収入に占める学生生徒等納付金（学納金）の割合が高く、大学経営上、学納金収入に大きく依存している大学にとって、定員確保に向けて適切な対策を図ることが重要であることが全学的に認識されている。抜本的・具体的対策として「改組転換計画」が策定されているが、今後これに沿って施策を着実に実行することが強く望まれる。

予算編成は「予算編成手続き内規」に従い、執行については「経理規程」などに従い適切に会計処理されている。監事による会計監査は「監事監査規程」に従って適切に行われており、監査法人による定期的な監査も実施されている。

経理情報は、経理課における備付け、大学広報誌・ホームページへの掲載により適切に公開されている。

寄附金、補助金、資産運用収入などの外部資金の導入努力がなされており、特に寄付金は、平成 16(2004)年度以降着実に増加している。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地及び校舎は、大学設置基準を超える水準で保有・整備されている。図書館は平成 18(2006)年に増築が行われ閲覧室の倍増など質・量両面で充実された。また、講義室・演習室に加えて十分な実験実習室が整備されている点は評価できる。

平成 15(2003)年に策定された「キャンパス・リデザイン」計画に従って新たな施設が整備されている。また、開学当時の登録有形文化財となっている建物を含め、築年数が経過した施設については耐震構造対策に取り組むことが決定され、平成 19(2007)年度に十分な基本金組入を行い、施設設備の安全性の確保を意識した整備の方向性が示されている。特に、平成 18(2006)年に建設された「ノトス館」は「香川県福祉のまちづくり賞」を受賞した建物であり、設備も学生が授業などで積極的に活用できるように工夫されている。また、スタジオは、学生のみならず地域に積極的に開放している点は評価できる。

緑豊かな自然環境を保持していること、バリアフリーキャンパスの確立を目指し、実施していること、「CHC(Committee for Human Rights and Cultural Diversity)センター」の設置をはじめきめ細かな取組みにより、メディアの評価ランキングなどで上位にランクされている。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学創立以来、地域社会との連携を保っており、キャンパスへの地域住民の自由な出入りを認めているだけでなく、大学の行事の機会における地域住民との交流を図っている。大学施設としての図書館、「ノトス館」にあるスタジオや礼拝堂などの整備を行うとともに地域社会への開放機会を拡大し、地域社会との良好な関係の維持継続がなされ、地域とともにある大学づくりをしている。特に、善通寺市と一体で実施している「善通寺学」という講義課目の開設は評価できる。

大学は、平成 10(1998)年度から、国公立大学を含む県内 5 大学と連携して単位互換制度を行っている。また、他大学への非常勤講師の派遣や自治体や公的機関への協力などを行っている。

より積極的な人的資源の内容公示やインターンシップ、「キャリアアッププログラム」への企業側取込みなど、産学間連携研究活動に繋がるような協力関係の構築が望まれるが、企業経営者を講師とした大学の特別講義の開講や地元企業の協力をもとにインターンシップを強化し、社会との積極的な連携が図られていることは評価される。

【優れた点】

- ・善通寺警察署との合同で行われている「香川子ども守り隊～守るんジャー～」の活動は高く評価できる。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

「四国学院建学憲章」は、大学の社会的機関としての重要性を前提とした上で制定されており、その組織倫理は就業規則に明確に記述されている。また研究者及び研究に關与する事務職員の倫理基準は、「研究倫理規程」に定められ、特に人権侵害に関しては、「四国学院人権問題特別委員会規程」や「ジェンダーとセクシュアリティに関する人権委員会規程」が定められ、「CHC(人権と文化の多様性に関する委員会)」などの活動を含めて、適

切に運営されている。

危機管理体制については、部局単位の対応から大学全体で対応するために危機管理基本規程を制定し、整備している。また、学生支援センターを中心に学生の危機管理についても配慮されている。

「CS 広報室」を設置し地域社会とのつながりを視野に入れた体制を整備している。大学の教育研究成果は、創立以来毎年定期的に発行されている「四国学院大学論集」や不定期ではあるが「四国学院大学研究叢書」、各学部などの研究紀要などの出版物によって学内外に公表されている。

【参考意見】

- ・ 避難訓練の実施が望まれる。

